

令和6年度介護職員等資質向上支援事業 委託業務仕様書

1 事業の目的

県内の介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）が、自らが雇用する介護職員等に研修を受講させる場合に、その代替職員として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣事業者（以下「委託会社」という。）を通じて、求職者等を派遣することにより、現任職員の研修受講を促進し、もって介護職員等の資質向上を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 代替職員の募集及び選考

- ① 原則として、介護関係等の資格を有している者を選考し、派遣すること。
- ② 介護関係等の資格を有する者とは、訪問介護員養成研修（1級課程、2級課程）、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修若しくは介護福祉士実務者研修の課程を修了した者又は介護福祉士、看護師、准看護師、介護支援専門員若しくは社会福祉士の資格を有する者をいう。
- ③ ②の資格を有していない者であっても、介護職員等として適性を有し、かつ、介護現場での雇用を希望する者も対象とすることができる。
- ④ 選考の結果、新規に採用することを決定した者は、委託会社の派遣職員として登録すること。

(2) 代替職員の派遣人数及び派遣日数

- ① 40人程度で1人当たり30日程度の派遣日数を目安とする。
- ② 派遣日数は事業所等が策定した年間研修計画（現任介護職員等が研修を受講する日数）に応じた研修受講に必要な日数を上限とし、当該日数が60日を超える場合は、60日を上限とする。本事業の対象となる研修は別添「対象研修一覧」のとおり。

なお、労働者派遣法により31日以上派遣契約が必要であることから、研修受講に必要な日数が30日以下の場合は、31日間の派遣契約を支援対象とする。ただし、10日以上研修受講日数を含む場合に限る。

(3) 派遣期間

代替職員の派遣期間は、労働者派遣法に抵触しない期間とし、令和7年3月31日までの間で設定する。

(4) 事業所等の募集等

県内全域の事業所等に対して事業の広報を行い、代替職員の派遣を希望する事業所等を募集し、適切と認める事業所等を派遣対象として決定するものとする。

多様な派遣希望に対し、代替職員と事業所等を適切にマッチングし、代替職員を派遣すること。

なお、本事業の対象となる事業所等は別添「対象事業所等一覧」のとおり。

(5) 契約の締結

- ① 代替職員及び事業所等の合意を得て、順次、代替職員との雇用契約及び事業所等との労働者派遣契約を締結すること。
- ② 代替職員が従事する業務内容は、事業所等における介護等の業務とする。

(6) 事業所等に対する派遣前研修の実施

派遣の開始前に、派遣先事業所等における受入体制の充実を図るため、代替職員の指導・相談役を担い、現場のリーダーである中堅職員等を対象に、マネジメント能力等の向上に資する研修（新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況を鑑み、オンラインでの研修も可能とする。）を実施する。

(7) 代替職員の労務管理及び給与等の支払

- ① 代替職員の雇用に当たっては、労働者派遣法その他労働関係法令を遵守すること。
- ② 代替職員に支払う賃金は、時間単位とし、介護業務経験や資格の有無により、適切な単価を設定すること。
- ③ 代替職員には勤務場所に応じた通勤手当を支給すること。
- ④ 代替職員の雇用条件に応じ、社会保険に加入すること。
- ⑤ 原則として夜間勤務及び超過勤務は本事業の対象としない。

(8) 派遣料金の請求

委託会社は、派遣先事業所等から派遣料金（派遣人件費のみ）の1／3相当額の支払を求める。

(9) 提案した企画の実施

事業目的達成のための有効な企画提案がなされている場合は、その提案内容を実施すること。

3 事業執行の要件等

・本事業により、新規に採用・登録した代替職員が、派遣期間終了後、事業所等に直接雇用された場合において、委託会社は事業所等に紹介料を請求してはならない。

・研修を受講する予定の介護職員等や、その者を雇用する事業所等の責に帰する事由により、研修を欠席した場合、その研修日に係る派遣期間の代替職員の人件費は、委託費の対象としない。

・本事業に係る関係書類は、委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保存すること。

4 対象経費

(1) 代替職員の人件費

- ① 賃金
- ② 通勤手当等の諸手当
- ③ 社会保険料の事業主負担分

(2) 委託会社の人件費

委託会社は、上記2の業務を専門に担当する者を1名以上配置する。

なお、当該業務担当者に係る勤務日等の就業条件、旅行命令及びその費用に係る規定については、委託会社の規程による。

(3) 活動諸経費

委託事業を実施するために必要な諸経費（(1)及び(2)を除く。）

(4) (1)～(3)の経費に係る消費税及び地方消費税

5 留意事項

- ・事業計画、予算及び事業運営上重要な事項は、事前に県と協議すること。
- ・委託料の請求は、精算払いとするが、必要と認めるときは、委託料の一部を契約金額の10分の3を限度として前金払いすることがある。

別添 「対象研修一覧」「対象事業所等一覧」

○対象研修一覧

- ・介護職員初任者研修(通信課程の場合はスクーリング部分のみ。)
 - ・愛媛県及び愛媛県が指定する法人が実施する認知症介護実践者等養成事業による研修
 - ・ユニットケア研修
 - ・介護福祉士実務者研修(通信課程の場合はスクーリング部分のみ。)
 - ・介護福祉士国家試験受験対策講座
 - ・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(実地研修を除く。)
 - ・(公財)社会福祉振興・試験センターが実施する民間社会福祉施設職員合宿研修会
 - ・愛媛県、県内各市町、関係団体等が実施する介護従事者向けの研修
 - ・その他県が適当と認める研修等
- ※事業所等が雇用している介護職員等を対象に事業所内で行う職場内研修は対象としない。
- ※新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の影響を鑑みて、eラーニング研修、ビデオ研修、オンライン研修も対象とする。

○対象事業所等一覧

- ・介護保険施設
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- ・居宅サービス事業所(介護予防を含む。)
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型サービス事業所(介護予防を含む。)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護